

平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請要領(新規及び業種の追加申請)

高松市

この申請要領は、平成31・32年度建設工事入札参加資格者名簿の中間年における資格審査及び業種の追加に係る申請期間及び方法等について定める件（令和元年高松市告示第568号・高松市病院局告示第10号。以下「中間年追加申請告示」といいます。）に基づく手続について定めるものとします。

次の事項に十分留意して、申請をしてください。

1 申請の区分

(1) 新規申請

入札参加資格者名簿に登録されていない者（6業種まで）

(2) 業種の追加申請

入札参加資格者名簿に登録されている者で登録業種の追加を希望するもの（合計6業種まで）

2 書類提出

(1) 受付期間 **窓口受付**：市内企業、準市内企業及び市外企業

令和元年12月2日(月)～令和元年12月20日(金)

<土曜日、日曜日及び祝日を除く。>

郵送受付：準市内企業及び市外企業

令和元年12月2日(月)～令和元年12月16日(月) ※午後3時30分必着

(2) 受付時間 午前9時30分～午前11時、午後1時～午後3時30分

(3) 受付場所 高松市役所8階 財政局契約監理課

(4) 提出書類 提出書類については次のとおりです。

ア 新規申請

◆ 市内企業 ⇨ 資格審査に係る提出書類及び**主観的事項の数値に係る提出書類**

◆ 準市内企業・市外企業 ⇨ 資格審査に係る提出書類

※ 資格審査に係る提出書類については別表1、主観的事項の数値に係る提出書類については別表2のとおりです。

イ 業種の追加申請

※ 資格審査に係る提出書類については別表3のとおりです。

「市内企業」については、別途「決定数値の再算定及び再格付けに係る提出書類」の提出が必要です。

(5) 提出方法 上記の受付場所に持参してください。

※ 行政書士が持参する場合（2通以上の申請書を持参する場合には限ります。）は**予約が必要**です。事前に財政局契約監理課工事契約係（TEL 087-839-2511）まで御連絡ください。

準市内企業又は市外企業(いずれも「3 定義」を参照してください。)に限り、下記の要領で、郵送による提出が可能です。

郵送の際の事故防止のため、封筒の表面に「入札参加資格審査申請書在中」と明記し、下記の宛先へ一般書留又は簡易書留により送付してください。

受付期間中に到着したものに限り受け付けます。**(令和元年12月16日(月)午後3時30分必着)**です。消印有効ではありません。**ただし、郵送による提出において、書類不備の場合は、書類の補正を求めた上で、仮受付とします。この場合において、令和元年12月20日(金)午後3時30分までに当該補正に係る書類の全ての送付がないときは、受付期間中に申請書類の提出がなかったものとみなし、仮受付は無効となります。**

なお、受領証等の返送のため、必ず宛先を明記し、84円切手を貼った定形封筒(定形郵便物の条件を満たす封筒)を同封してください。

※ 到着時刻については、下記郵便追跡サービスに記録されている時刻によります。また、到着確認の問い合わせには、一切応じません。郵便追跡サービス等により御自身で確認してください。 <http://tracking.post.japanpost.jp/serv/ices/srv/search/>

(宛先) 〒760-8571

香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市財政局契約監理課工事契約係

(6) 提出要領

ア 提出部数 1部

イ 提出方法

(ア) 新規申請

ファイル(黄色などのイエロー系A4判)に、市内企業にあつては「**別表1**」及び「**別表2**」、準市内企業及び市外企業にあつては「**別表1**」に掲げる順番に提出書類を並べ、その一番上を「入札参加資格審査申請における提出書類一覧表」にして綴り込んでください。また、ファイルの背表紙下段に、商号又は名称を「〇〇建設(株)」などと記載してください。

(イ) 業種の追加申請

「**別表3**」に掲げる順番に提出書類を並べ、その一番上を「入札参加資格審査申請における提出書類一覧表」にし、2穴パンチで書類の左側に穴を開けた書類を、透明なクリアファイルに挟み込んでください。

ウ 各証明書等がA4判より小さいときはA4判の台紙に貼付し、また、大きいときは書類の折り込み、縮小コピー等により対応してください。

エ 提出書類等が不足していると資格審査ができませんので、必要書類を十分に確認の上、申請してください。

オ 受付期間内・受付時間内に提出書類が揃ったものを、受理します。経過後は受理しません。

ただし、「仮受付」の取扱いがあります(上記枠内及び別表1の書類番号11の欄を御覧ください)。

カ 申請書提出後、記載事項に変更が生じたときは、所定の変更届に必要な書類を添えて、直ちに届け出てください(※申請者の都合による決定数値の算定に係る書類の変更及び再提出はできません)。

3 定義

市内企業・準市内企業・市外企業の定義は、次のとおりです。

市内企業	法人	建設業法上の本店所在地が高松市内で、高松市内に同法上の当該業種に係る営業所（本店を含む。）を有し、かつ、高松市市税条例による法人設立・開設申告書を提出していること。
	個人	高松市内に建設業法上の当該業種に係る営業所を有し、住民票の住所が引き続き1年以上高松市内であること（住民票の住所が高松市内である者で、直前の1月1日現在の住民票の住所も高松市内であるものを含む。）。
準市内企業	法人	建設業法上の本店所在地が高松市外で、高松市内に建設業法上の当該業種に係る営業所を有し、高松市市税条例による法人設立・開設申告書を提出していること。
	個人	高松市内に建設業法上の当該業種に係る営業所を有すること（市内企業に該当する場合を除く。）。
市外企業	市内企業・準市内企業のいずれにも該当しない者	

4 その他

- (1) 契約監理課ホームページに掲載された、建設工事に係る平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間、方法等について定める件（平成30年高松市告示第969号・高松市病院局告示第17号）、中間年追加申請告示及び「平成31・32年度入札参加資格審査申請の中間年の受付について（建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等）」を熟読の上、申請をしてください。
- (2) 「平成31・32年度入札参加資格者名簿」を契約監理課ホームページ (http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/index.html) で令和2年4月1日に公表（予定）しますので、個別に通知はいたしません。
- (3) 企業は社会を構成する一員として、人権を尊重し、法令を遵守する社会的責任があります。本市に入札参加資格審査の申請をしようとする者は、次のことに努めてください。

ア 不当要求行為に対する対処について

本市では高松市発注建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱を定め、不当要求について、厳正な対応を求めています。申請を行おうとする者は、同要綱の趣旨を十分理解し、要綱の遵守徹底をお願いします。同要綱は、契約監理課ホームページに掲載しております。

イ 環境や福祉、男女雇用機会均等、子育て支援、人権啓発等の研修会等への積極的な参加について

本市では、企業における社会的責任の自覚とその全うを促すため、各種機会を捉え、講習会や研修を行っております。入札参加資格申請を行おうとする者は、当該研修会等への積極的な参加をお願いします。

お問合せ先

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市財政局契約監理課(8階)工事契約係

電話 : 087-839-2511

FAX : 087-839-2570

Eメール: keiyakukanri@city.takamatsu.lg.jp